

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程

広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（セグメント情報の開示）

第六条の二 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年總理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第四十条第二項の規定により定める報告セグメントの区分は、県立広島病院及び県立安芸津病院とする。

第十六条第二項中「計理」を「経理」に改め、同条第三項中「計理」を「経理」に改め、「第一項の規定にかかわらず」を削る。

第三十二条第一項第六号中「及び子ども手当」を削る。

第六十三条第三号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十三条各号を次のように改める。

一 有形固定資産 次のイからルまでに掲げるもの

イ 土地

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物

ニ 機械及び装置

ホ 車両運搬具

ヘ 船舶

ト 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上かつ取得価額十万円以上（十万円未満のもので管理者が指定するものを含む。）のものに限る。）

チ 放射性同位元素（半減期が一年以上のものに限る。）

リ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）

ヌ 建設仮勘定

ル その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産 次のイからホまでに掲げるもの

イ 借地権

ロ 特許権

ハ 施設利用権

ニ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であ

つて、当該リース物件がイからハまで及びホに掲げるものである場合に限る。）

ホ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産 次のイからトまでに掲げるもの

イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ 長期前払消費税

ヘ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
ト 有形固定資産、無形固定資産又は流動資産に属しない資産

第七十七条の見出しを「（取得原価）」に改め、同条各号列記以外の部分中「取得価額」を「取得原価」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 寄附その他により無償で取得したものは、公正な評価額

第七十八条第一項中「取得価額」を「取得原価」に改め、同項ただし書中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改め、同条第二項中「取得価額」を「取得原価」に改め、「額は、」の下に「当該資産が償却資産に該当する場合はこれを長期前受金とし、非償却資産に該当する場合は」を加え、「計理」を「経理」に改める。

第八十三条各号列記以外の部分中「計理」を「経理」に改め、同条第二号中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同条第三号中「計理」を「経理」に改める。

第八十四条 削除

第八十五条第一項中「地方公営企業法施行規則（昭和二十七年總理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第八十八条第二項及び第四項中「計理」を「経理」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「計理」を「経理」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に、「見積価額との差額」を「評価額との差額」に、「計理」を「経理」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十条第一項中「繰延勘定」を「長期前払消費税勘定」に、「することができる」を「するものとする」に改め、同条第二項中「繰延勘定」を「長期前払消費税勘定」に、「三十事業年度以内に毎年度均等額以上を償却しなければならない」を「十事業年度の期間で償却するものとする」に改める。

第九十一条（見出しを含む。）中「作成」を「調製」に改める。

第九十二条第三号を削り、同条第四号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第七号とし、同号の前に次の三号を加える。

四 資産の評価

五 引当金の計上

六 長期前払消費税の償却

第九十二条に次の一号を加える。

八 その他損益、資産及び負債に関する整理

第九十四条第二項ただし書中「繰延資産に係るものとの償却の記帳整理及び引当金の計上」を「第九十二条第四号から第六号までに掲げるものに係る整理」に改める。

第九十五条の見出し中「提出」を「作成及び提出」に改め、同条第一項中「作成したときは」を「作成し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、決算に関する書類のうちキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第九十七条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書類のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第九十九条中「たて」を「立て」に改める。

第一百一条を次のように改める。

（引当金）

第一百一条 企業主管課長は、管理者の決裁を受け、施行規則第二十二条に規定する引当金を計上するものとする。この場合において、退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

2 前項に規定する引当金の管理は、企業主管課長が行うものとする。

3 企業主管課長は、前項の規定により管理する引当金を取り崩すときは、あらかじめ、管理者の決裁を受けなければならない。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第11条、第16条関係)
勘定科目表

収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 受託検査施設利用収益 その他医業特収益	
	医業外収益	受取利息配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 その他受取利息、配当金	
		他会計補助金 補助金 負担金交付金 患者外給食収益 長期前受金戻入 その他医業外収益		
	特別利益	固定資産売却益 土地売却益 その他固定資産売却益 過年度損益(修正益) その他特別利益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外特収益	

費用	款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	医師給 看護師給		

建物減価償却費
構築物減価償却費
器械備品減価償却費
車両減価償却費
放射性同位元素減価
償却費
リース資産減価償却
費

修繕引当金繰入額
特別修繕引当金繰入
額
貸倒引当金繰入額
雜費

減価償却費

医療技術員給
事務員給
医師手当
看護師手当
医療技術員手当
事務員手当
児童手当
賃金
報酬
法定福利費
退職給付費
賞与引当金繰入額
材料費

薬品費
診療材料費
給食材料費
医療消耗備品費
経費

厚生福利費
報償費
旅費 交通費
職員被服費
消耗品費
消耗備品費
光熱水費
燃料費
食糧費
印刷製本費
修繕費
保險料
賃借料
通信運搬費
委託料
諸会費
交際費

修繕引当金繰入額
特別修繕引当金繰入
額
貸倒引当金繰入額
雜費

経費

建物減価償却費
構築物減価償却費
器械備品減価償却費
車両減価償却費
放射性同位元素減価
償却費
リース資産減価償却
費

その他有形固定資産
減価償却費
無形固定資産減価償
却費

資産減耗費

たな卸資産減耗費

固定資産除却費

研究研修費

研究材料費

謝金

図書費

旅費

研究雑費

医業外費用

支払利息及び企業債
取扱諸費

企業債利息

長期借入金利息

一時借入金利息

リース債務支払利息

企業債手数料及び取
扱費

長期前払消費税償却

患者外給食材料費

負担金

雜損失

不用品売却原価

その他雜員失

特別損失

固定資産売却損

土地売却損

その他固定資産売却
損

減損損失

災害による損失

過年度損益修正損

その他特別損失

資産
固定資産

款

項

目

節

備考

有形固定資産				
款	項	目	節	備考
土地				
建物				
建物減価償却累計額				
構築物				
構築物減価償却累計 額				

器械備品
 器械備品減価償却累
 計額
 車両
 車両減価償却累計額
 放射性同位元素
 償却累計額
 リース資産
 リース資産減価償却
 累計額
 建設仮勘定
 その他有形固定資産
 その他有形固定資産
 減価償却累計額

借地権
 地上権
 電話加入権
 リース資産
 その他無形固定資産

投資その他の資産
 投資有価証券
 長期貸付金
 貸倒引当金
 出資金
 基金
 長期前払消費税
 その他投資
 減価償却累計額

借地権
 地上権
 電話加入権
 リース資産
 その他無形固定資産

投資有価証券
 長期貸付金
 貸倒引当金
 出資金
 基金
 長期前払消費税
 その他投資
 減価償却累計額

無形固定資産

流動資産

款	項	目	節	備考
現金・預金	現金 預金	別段預金 通知預金 定期預金		
未収金	医業未収金 医業外未収金	未収消費税及び地方 消費税還付金		

貸倒引当金

その他未収金

その他医業外未収金

有価証券

受取手形

貸倒引当金

貯蔵品

薬品
診療材料
給食材料
医療消耗品
消耗品
消耗品
燃料

その他貯蔵品

短期貸付金

一般貸付金

他会計貸付金

職員貸付金

未経過用領料
前払保険料
前払賃借料
その他前払費用

前払消費税及び地方
消費税
その他前払金

未収益
貸倒引当金

その他流動資産

保管有価証券

仮払消費税及び地方
消費税

特定収入仮払消費税

一般会計繰出金

その他純流動資産

短期貸付金
一般貸付金
他会計貸付金
職員貸付金
未経過用領料
前払保険料
前払賃借料
その他前払費用
前払消費税及び地方
消費税
その他前払金
未収益
貸倒引当金
その他流動資産
保管有価証券
仮払消費税及び地方
消費税
特定収入仮払消費税
一般会計繰出金
その他純流動資産

負債

固定負債

款

項

目

節

備考

企業債

建設改良費等の財源
に充てるための企業
債

その他の企業債

他会計借入金

リース債務 引当金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 他の長期借入金
退職給付引当金	
特別修繕引当金	
その他引当金	

流动负债 款	项	目	节	備考
一時借入金	他会計借入金	一般会計借入金 特別会計借入金		
企業債	その他借入金			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債			
	その他の企業債			
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			
リース債務 未払金	その他の長期借入金			
未払費用	医業未払金 医業外未払金	未払消費税及び地方消費税 その他医業外未払金		
前受金	その他未払金			
前受収益 引当金	未払費用 医業前受金 医業外前受金 その他前受金			
	退職給付引当金 賞与引当金			

修繕引当金	
特別修繕引当金	
その他引当金	
預り金	
医療費預り金	
預り有価証券	
仮受消費税及び地方消費税	
その他純流動負債	

繰延収益 款	項	目	節	備考
長期前受金 計額				

資本 款	項	目	節	備考
資本金 計額		固有資本金 繰入資本金 組入資本金		

剩余金 款	項	目	節	備考
資本剩余金				
	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金			
		保険差益 その他資本剩余金		
利益剩余金		減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 債務償還積立金 その他積立金 当年度未処分利益剩 余金（当年度未処理 欠損金）		他会計補助金 国庫補助金
				繰越利益剩余额年度

未殘高 (繰越欠損金) 年度末殘高)	
當年度純利益 (當年 度純損失)	

別表第四を次のように改める。

別表第4 (第96条関係)
予算科目表

収益的収入及び支出

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益	入院収益 外来収益	
		その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 受託検査施設利用収益 その他医業類似収益	
	医業外収益	受取利息配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 その他受取利息	
		他会計補助金	一般会計補助金 特別会計補助金	
	補助金	負担金交付金	国庫補助金	
		患者外給食収益	負担金 交付金	
	消費税及び地方消費税 還付金	患者外給食収益	患者外給食収益	
	長期前受金戻入	消費税及び地方消費税 還付金	長期前受金戻入	
	その他医業外収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外類似収益		
特別利益	固定資産売却益	土地売却益		

過年度損益修正益	その他固定資産売却益
その他特別利益	その他特別収益

支出 款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 医師手当 看護師手当 医療技術員手当 事務員手当 児童手当	時間外 手当、 特殊勤務 手当 その他 手当の 細節す ること。
		賃金 報酬 法定福利費 退職給付費 賞与引当金繰入額		
	材料費	薬品費 診療材料費 給食材料費 医療消耗備品費		
	経費	厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 保険料 廣告料 通信運搬費		

委託料 諸会費 交際費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 雜費	建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両減価償却費 放射性同位元素減価償却費 リース資産減価償却費 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
減価償却費	たな卸資産減価 固定資産除却費
医業外費用	研究研修費
支払利息及び企業債取 扱諸費	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 リース債務支払利息 企業債手数料及び取扱 費
長期前払消費税償却 患者外給食材料費 負担金	長期前払消費税償却 患者外給食材料費 負担金
消費税及び地方消費税 雜員失 特別損失	消費税及び地方消費税 不用品売却原価 その他雜員失

固定資産売却損 減損損失	土地売却損 その他固定資産売却損
災害による損失 過年度損益修正損	災害による損失 過年度損益修正損
その他特別損失 その他特別損失	その他特別損失 その他特別損失
予備費	予備費

資本的収入及び支出				
収入 款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債	企業債	企業債	
	出資金	一般会計出資金	一般会計出資金	
	他会計からの長期借入金	一般会計長期借入金	一般会計長期借入金	
	固定資産売却代金	特別会計長期借入金	特別会計長期借入金	
	土地売却代金	土地売却代金	土地売却代金	
	建物売却代金	建物売却代金	建物売却代金	
	器械備品売却代金	器械備品売却代金	器械備品売却代金	
	車両売却代金	車両売却代金	車両売却代金	
	その他固定資産売却代金	その他固定資産売却代金	その他固定資産売却代金	
補助金				
	一般会計補助金	一般会計補助金	一般会計補助金	
	特別会計補助金	特別会計補助金	特別会計補助金	

支出 款	項	目	節
資本的支出	建設改良費	資産購入費	備考
		土地購入費 建物購入費 器械備品購入費 車両購入費 その他固定資産購入費	
建設工事費	報酬 給料 職員手当	時間外手当, 特殊勤務手当 その他の手当 に細節寸 ること。	建設改良費 に計上した ものに限る (固定資產 を除く。)
共済費 災害補償費 恩給及び退職年金			

年賦未払金	その他投資	出資金 基金	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	リース債務支払額	企業債償還金	一般会計長期借入金償還金	一般会計長期借入金償還金	リース債務支払額	企業債償還金	企業債利息、 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱 諸費	建設利息、 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 補償、補填及び賠償金 公課費	賃金 報償費 旅費 需用費	食糧費、修繕 料その他の 細節するこ と。
年賦未払金	その他投資	出資金 基金	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	リース債務支払額	企業債償還金	一般会計長期借入金償還金	一般会計長期借入金償還金	リース債務支払額	企業債償還金	企業債利息、 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱 諸費	建設利息、 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 補償、補填及び賠償金 公課費	賃金 報償費 旅費 需用費	食糧費、修繕 料その他の 細節するこ と。
年賦未払金	その他投資	出資金 基金	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	リース債務支払額	企業債償還金	一般会計長期借入金償還金	一般会計長期借入金償還金	リース債務支払額	企業債償還金	企業債利息、 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱 諸費	建設利息、 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 補償、補填及び賠償金 公課費	賃金 報償費 旅費 需用費	食糧費、修繕 料その他の 細節するこ と。
年賦未払金	その他投資	出資金 基金	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金	リース債務支払額	企業債償還金	一般会計長期借入金償還金	一般会計長期借入金償還金	リース債務支払額	企業債償還金	企業債利息、 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱 諸費	建設利息、 工事請負費 原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 補償、補填及び賠償金 公課費	賃金 報償費 旅費 需用費	食糧費、修繕 料その他の 細節するこ と。

利益剰余金拠出 金	年賦未払金	
他会計拠出金	他会計+拠出金	

別記様式第十六号（その一）中「償却対象控除額（補助金等）」を「補助金等」に改め、同様式の㊂中「第84条に規定する」を削る。

別記様式第十七号中「昭和」を「平成」に、「許可」を「同意・届出・許可」に改める。

別記様式第二十五号中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 ノの規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の広島県病院事業財務規程の規定は、平成二十六年度分の会計事務から適用し、平成二十五年度分の会計事務については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成二十五年度の末日において計上されている繰延勘定（控除対象外消費税額は除く。）に係る処理については、平成二十六年度分以降の会計事務においてもなお従前の例による。

4 第二項の規定にかかわらず、平成二十五年度の末日において計上されている修繕引当金に係る処理については、平成二十六年度分以降の会計事務においてもなお従前の例による。